

【様式 2】

誓約書

市川市長 あて

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は屋号

代表者職氏名

(印)

市川市学校給食用物質納入業者登録申請に際し、提出した書類の記載内容は事実と相違ありません。また、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 上記の申請に当たり、法令等を遵守し、談合等の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

なお、談合等の疑いが生じたときは、当登録の取消その他市川市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

- 2 出庫時には必ず品質の確認をします。（賞味期限、消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）

- 3 配送はできる限り迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意します。

- 4 検収時に不合格だった場合には、速やかに必要な量を確保し、再度、納品を行います。

- 5 市川市暴力団排除条例第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しません。また、当該事実を確認するため、千葉県警察又は警視庁に照会されても異議ありません。

- 6 本登録にあたって必要な各種検査報告や市指定の手続きについて遅滞なく提出をします。また、各種検査において陽性となってしまった場合には、市川市（市川市立学校を含む。）へ直ちにその旨の連絡をし、協議において取り決めた事項について適切に履行します。

- 7 納入先である学校の事情を考慮し、あらかじめ打ち合わせを行った上で、指定の日時及び場所に学校指定の方法で必ず納入します。

- 8 本登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく必要書類を提出します。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人（役員等を含む。））は、以下１のいずれにも該当しないこと、及び将来においても該当しないことを誓約します。なお、協同組合又は共同企業体である場合には、その代表者及び構成員が以下１のいずれにも該当しないこと、及び将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、市川市が、暴力団等の排除を目的として必要と認める場合には、役員等の名簿その他必要な情報を市川市に提供すること、及び市川市が警察署にその情報を提供し、以下１のいずれかに該当するか否かについて照会を行うことについて承諾します。

１ 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、法人以外の団体である場合には代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与している場合
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしている場合
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している場合
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前４号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
- (6) 市川市から、第１号から第４号までのいずれかに該当する者を相手方とする下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかった場合

２ 暴力団排除に係る解除

前記１のいずれかに該当するときは、市川市が契約を解除することについて承諾します。

３ 違約金

前記２の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７に規定する条項で定める契約（以下「長期継続契約」という。）である場合にあっては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。））の１００分の１０に相当する額を市川市が指定する期限までに支払うことを承諾します。ただし、次に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該契約の区分に応じ、当該区分に定める額とすることについて承諾します。

- (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の１００分の１０に相当する額
- (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に１２を乗じて計算した額）の１００分の１０に相当する額

４ 契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置

自らが、又は契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市川市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出ます。併せて、市川市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じます。

５ 遵守義務違反

自らが、前記４に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を受けることを承諾します。契約の下請負若しくは受託をさせた者が報告を怠った場合も同様に承諾します。